

茨城県総合福祉会館の指定管理者公募に係る質問と回答

番号	質問内容	回答
1	募集要項4頁に書かれてある委託料(年額99,979千円, 5年間で469,416千円)はいつ支払われるのか。	お支払いは、指定管理者と県で結ぶ協定書の中で取り決めを行うこととなります。 現指定管理者には、四半期毎に分割してお支払いをしております。 また、委託料についてですが、年額99,979千円, 5年間で469,416千円で確定しているわけではありません。各年度ごとに指定管理者から提出された収支計画額を踏まえ、県と指定管理者の間で協議し、毎年度の年度協定において定めることになることを申し添えます。
2	修繕・改善等の費用については、毎年度精算し、当初の見込額に残金が生じた場合は返還を求めると募集要項4頁に書かれてあるが、もし見込額を超えた場合は請求できるのか。また、当初の見込額はどのタイミングで支払われるのか。	見込額を超えた場合は、指定管理者の負担となります。 また、見込額を含めた額を指定管理料としますので、お支払いについては上記1と同様となります。
3	募集要項4頁の応募者の資格要件がクリアされていれば、今回の指定管理者募集に参加可能か。例えば、茨城県の入札参加資格申請において必要な項目にチェックが必要などの要件はあるか。	募集要項4頁の応募者の資格要件を満たしていれば参加可能です。
4	募集要項11頁の収支決算において、会館内の自動販売機の収益部分が見当たらないが、指定管理者で自由に設置し、収益につなげてもよいか。	当該収益は、県から自動販売機を設置することを目的に公有財産の使用許可を受け、設置した自動販売機の売り上げによるもので、指定管理業務とは一切関係ありませんので、収支決算書には記載する必要はございません。 また、指定管理者が自由に設置することはできません。 なお、平成23年度より、総合福祉会館内の自動販売機につきましては、一般競争入札において設置者を決定する予定です。
5	募集要項22頁の「5 会館の運営に従事する人数及び配置」について、(1)に常勤で管理運営責任者1名を配置し、(2)に会館の管理運営業務を適切に行うための職員配置として参考に現体制が書かれている。 ・この現体制の人数の増減は可能か。 ・(3)の開館時間には常時2名以上の職員を配置すると書かれているが、現体制では指定管理者は土日祝日は1名と聞いている。現体制において土日祝日の開館時間は1名だが(3)の項目は現行体制から変更するとの解釈でよいか。それとも、平日日中は4名体制で夜間は少なくとも2名以上の体制とし、土日祝日は現行体制の1名でも可との解釈でよいか。 ・現指定管理者4名の業務内容について具体的に教えてほしい。 ・4名の雇用形態に制限があるのか。	最初に訂正させていただきますが、募集要項22頁5(2)にある(参考:現体制)は現体制を参考までに記載したもので、管理運営業務を適切に行うための職員配置として記載したものではありません。 ・現体制は参考です。 ・(2)において、「会館の管理運営業務を適切に行うための職員を配置(再委託を行う場合は、再委託による職員を含む。)すること」となっており、現在の取り扱いを変更するものではありません。 また、開館時間内は、危機管理上の問題から最低2名の配置をお願いしております。 ・現指定管理者4名の業務内容については、県では把握しておりません。 また、4名の雇用形態についてですが、適切に管理が行える体制であれば、人数、形態ともに制限はございません。

6	<p>募集要項11頁で、収入の中に各入居団体の賃料がないが、この賃料は収入には含まれないと考えてよろしいか。</p> <p>また、その場合、各入居団体が使用した光熱費等は管理運営費の中に含まれないと考えてよろしいか、それとも各入居団体が使用した光熱費も管理運営費の中に含めて試算するのか。</p>	<p>入居団体に関しては、県において使用許可に関する事務を行い、土地、建物使用料の徴収も県が行いますので、指定管理者の収入には含まれません。</p> <p>なお、入居団体が使用した光熱費等につきましては、指定管理料の中に含まれていますので、管理運営費の中に含めて試算をお願いします。</p>
---	--	---